



上市町告示第12号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第4項の規定による国土調査の結果として認証の公告があった日からその効力を生じるものとする。

平成21年3月19日

上市町長 伊 東 尚



1. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「旭町」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
上市町	柿沢新	定塚免	453-1から453-3まで、454-1から454-4まで、 455-1から455-3まで、456から461まで、463から466まで、 467-1、467-2、468-1、468-2、469-1、469-2、 470-1から470-3まで、471、472-1から472-3まで、 473-1から473-3まで、474、475、508-1、508-1-2、 508-1-4、508-1-5、508-6、508-7、508-9、509-1、 509-2、510、511-2、511-5

上記の区域内にある国有地及び町有地の全部を含む。

2. 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
上市町	旭町	椀塚	1-1、1-2、2-1、2-2、3、4-1、4-2、5-1から5-7まで、 7から12まで、13-1から13-3まで、14-1、14-2、 15-1から15-3まで、16-1、16-2、17、18-1、18-2、 19-1、19-2、20-1から20-7まで
		中道	1、2-1から2-12まで、2-14から2-21まで、3-1から3-4まで、 3-6から3-9まで、4-1から4-8まで、5-1から5-4まで、 6、7-1から7-8まで、7-10から7-12まで、8-1から8-6まで、 9-1から9-4まで、10から12まで、13-1から13-3まで、 14-1、14-2、15、16-1から16-3まで、17-1、17-2、 18-1から18-7まで、19-1、19-2、20から24まで、25-1、 25-2、26-1、26-2、27
		南郷松	1、2-1から2-10まで、7
		北郷松	1-1から1-4まで、7-1、7-3、7-4、8-1、8-3、9-1、9-2、 10-2から10-5まで、11-1から11-3まで、12-1、 12-3から12-9まで、13-1、13-3、13-4、14-1、14-3、 14-4、15-1、15-3、15-4、16-1、17-1から17-3まで、 18-2、19-2、20から24まで、25-1から25-3まで、26から28まで
		上井	1から14まで、15-1、15-2、16から38まで、39-1、39-2、 40から66まで、67-1から67-3まで、68-1から68-4まで
		定塚	1-1、1-2、1-4から1-10まで、2-1、3、4-1から4-3まで、 5-1、6、7-1から7-8まで、8-1から8-8まで、9、 10-1から10-4、11から16まで、17-1から17-4まで、 17-6から17-8まで、18、19-1から19-6まで、 21-2から21-7まで、22-1、22-1-2、22-1-4、22-1-6、 22-2、22-2-1から22-2-3まで、22-3から22-12まで、 23-1から23-5まで、23-7、23-10から23-15まで、25-2

西定塚	1-1から1-4まで、2、3、4-1、4-2、5-1から5-8まで、 6、7-1から7-3まで、8、9、10-1から10-3まで、11-1、 11-2、12-1から12-6まで、13-1から13-4まで、14-1、 14-2、15-1から15-3まで、16-1から16-7まで、17-2、 18-1から18-3まで、20-2、20-3、23-1から23-3まで、 24-1、24-2、25-2、25-3、26、27-1から27-6まで、 28-1から28-7まで、29-1から29-3まで、30-1から30-6まで、 31-1、31-2、32-1から32-4まで、33、34、 35-1から35-14まで、36-2から36-6まで、38-2、39-1、 39-2、40-2から40-4まで、41-1から41-6まで、42、 43-1から43-3まで、44-1から44-5まで、45-1から45-12まで、 47-1から47-12まで、49-3、49-4、49-6、49-7、 50-1から50-4まで、51から54まで、55-1から55-3まで、 56-1から56-7まで、57-1から57-8まで、57-10から57-21まで、 58-1から58-3まで、58-5から58-22まで、58-24から58-26まで
唐虫	1、2-1から2-3まで、3-1から3-8まで、4-1から4-3まで、 5-1から5-6まで、6-1から6-5まで、7から10まで、 11-1から11-3まで、12-1から12-3まで、13-1、13-2、13-4、 14-1から14-6まで
堂田	20-1から20-6まで
東小田	2-1、2-2、3-1から3-7まで、4-1から4-3まで、 5-1から5-4まで、6-1、6-2、7-1から7-5まで、 8-1から8-3まで、9、10-1、10-2、11、12、13-1から13-7まで、 14、15、17-1から17-5まで、18、19-1から19-6まで、 19-8から19-12まで、24-2、24-3、27-2、28-1から28-3まで、 29、30-1、30-2、31から34まで、35-1から35-6まで、36、 37-1から37-5まで、38から40まで、41-2、42-1から42-3まで、 43-1から43-4まで
中小田	7-2、7-3、9-1、9-2、10-1、10-2、11、11-2、 12-2から12-6まで、13-1から13-3まで
西小田	7-2、9-3から9-5まで、10-1、10-2、14-1、 14-3から14-5まで、15-2、16、18
定塚免	448-1から448-3、449、450-1から450-7まで、 451-1から451-4まで、452

上記の区域内にある国有地及び町有地の全部を含む。